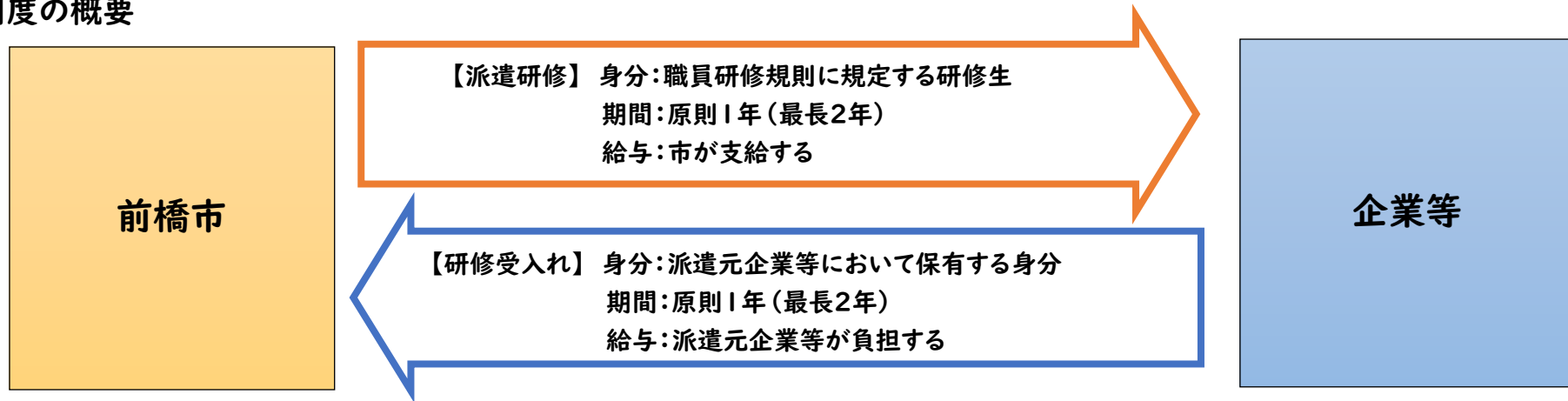


■制度の概要



企業等の要件 目的達成のために適合した企業

- 例1) 実務を体験させることで、派遣職員の意識改革と資質向上が期待できる
- 例2) 各部局において希望する企業
 - ⇒ ICTを活用したまちづくり推進に関する連携協定（㈱NTTドコモ）
 - ⇒ 包括連携協定している企業など

人事交流における前提条件

- ・相互に人事交流することが可能な企業等を選定
- ・人事交流を行う企業等については、当面公募は行わず、前橋市主導で選定
- ・特定企業に偏らない（1企業2人以上交流しない、連続した交流を行わない）
- ・所属と企業等の関係性（所管、補助、契約関係）を考慮し、交流を制限

派遣研修の要綱等

- ・企業等派遣研修試行実施要綱
- ・企業等への研修派遣に関する基準

※現行の基準に企業等の要件等を追加

研修受入れの要綱等

- ・企業等職員受入れ研修試行実施要綱
- ・企業等からの研修受入れに関する基準

※現行の基準に企業等の要件等を追加

■人事交流の手続き

- 【企業選定】 9月 候補となる企業等を選出
企業等と協議し、部署、業務、必要な資格、条件を確認
交流予定企業等の名簿を作成
- 【庁内公募】 11月 全庁掲示板に名簿を掲載し、派遣希望者を募集
1月 派遣者を決定
- 【協定締結】 3月 協定書の取り交わし
- 【人事交流】 4月 交流開始（4月1日～翌3月31日の一年間）